平成２５年（フ）第２２７号
埼玉県深谷市本郷3440番地３
破産者　株式会社環境開発
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第６９５号
千葉県船橋市本中山４丁目19番２号
破産者　宮内　敬子
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７１５号
千葉市美浜区真砂５丁目16番12棟502号
破産者　川野　敏夫
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８２３号
千葉市若葉区桜木８丁目16番２号
破産者　有限会社本間工務店
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８２４号
千葉市中央区仁戸名町324―19、住民票上の住所千葉市若葉区桜木８丁目16番２号
破産者　本間　正博
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１５６４号
名古屋市緑区乗鞍１丁目1811番地の１　徳重団地１棟102号、従前の住所名古屋市緑区藤塚２丁目304番地の５
破産者　船橋　広幸
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４７２号
名古屋市緑区鳴海町字細根４番地の15　ユニーブル鳴海セゾン２号館101号
破産者　有限会社サポート
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５号
三重県熊野市木本町49番地２
破産者　徳山　信和
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第４１６号
大阪府岸和田市土生町1597番地の８
破産者　有限会社有希カンパニー
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
兵庫県養父市八鹿町八鹿1190番地２
破産者　株式会社サイキ
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
兵庫県朝来市和田山町中187番地
破産者　株式会社須磨瓦店
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第３１１号
東京都羽村市神明台１丁目８番地の３
破産者　有限会社愛膳
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３１２号
東京都青梅市河辺町１丁目825番地の１グランツ河辺リバーサイド603
破産者　羽村　精次
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０３号
岐阜市日置江３丁目90―２ブランドールアオキ東棟101号室
破産者　株式会社エムエス東海
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５９５号
大阪市中央区東心斎橋１丁目１番12号　心斎橋グローリービル７Ｆ
破産者　有限会社ヴェルジュ
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
奈良市学園北１丁目９番１号
破産者　有限会社ポイント・ツー
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２６４号
奈良県大和郡山市高田町79番地の40
破産者　有限会社湧征商会
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１０号
岡山県倉敷市中央１丁目15番14号
破産者　株式会社ヴィエルジュ
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２５６号
長崎県長崎市丸山町７番９号
破産者　有限会社松井商事
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７６号
千葉県山武郡横芝光町宮川529番地
破産者　向後　修一
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第３５５号
奈良県橿原市木原町50―１　木村住宅１階１号室、住民票上の住所奈良県吉野郡吉野町大字南国栖504番地
破産者　小泉組こと　小泉　　進
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

第明治三十二種郵便物認可